主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人A本人の上告趣意は、憲法三八条違反を主張する点もあるが、実質は単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

同被告人の弁護人土肥倫之の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、同条の上告 理由にあたらない。(記録によれば、被告人Aの関係において、一審の有罪判決に 対し、同被告人および検察官から、それぞれ控訴の申立があつたが、同被告人のみ 一たん申し立てた右控訴を取り下げたこと、原審は、検察官の控訴趣意について審 理判断したうえ、結局検察官の控訴を理由なしとしてこれを棄却したことが認めら れる。ところで、刑訴法三六一条は、「上訴の放棄又は取下をした者は、その事件 について更に上訴をすることができない」と規定しているが、これは、上訴の放棄 または取下をした者でもさらに上訴をすることができるとすると、上訴の放棄また は取下があつても、上訴の提起期間中は、それだけではまだ原裁判が確定したとみ ることができないため、裁判確定の時期が一時不明瞭になる場合を生じ、訴訟関係 の明確性を害するためであると解される。そうしてみると、この規定は、その趣旨 にかんがみ、同一審級においてのみ適用のある規定であると解すべきであつて、本 件のように控訴の取下をした被告人に対し、控訴審の判決に対する上告まで禁ずる 趣旨のものと解すべきではない。そして、このことは、たとえ右控訴審の判決が相 手方である検察官の控訴を棄却したにとどまる場合であつても、同様であると解す る。そうすると、被告人Aが、検察官の控訴を棄却した原判決に対し、本件上告を 申し立てたことは、その限りにおいて、違法はないものというべきである。)

被告人B本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であり、 同被告人の弁護人杉本良三の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑 訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

また、記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員 一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年五月二四日

最高裁判所第二小法廷

_		健	野	奥	裁判長裁判官
介	之	浅	鹿	草	裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
外		和	田	石	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官